

契約約款の一部改正について（法定福利費を明示した請負代金内訳書の提出）

建設工事における法定福利費を明示した請負代金内訳書の提出について、令和元年10月付けで堺市契約課ホームページにおいて公表しておりますが、このことに伴い、契約約款を下記のとおり一部改正しますので、お知らせします。

記

1 改正対象となる契約約款

「工事請負契約書」、「工事請負契約書（議決用）」、「工事請負契約書（石綿等）」及び「工事請負契約書（議決用）（石綿等）」

2 対象案件

予定価格が250万円を超える建設工事案件

3 改正内容

請負代金内訳書について、健康保険、厚生保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示する旨の規定を追加します。

なお、改正後の契約約款については、別紙新旧対照表をご確認ください。

4 適用時期

令和2年1月1日以降に公告その他契約の申込みの誘引が行われる案件から適用します。

5 その他

法定福利費を明示した請負代金内訳書の提出に係る詳細については、令和元年10月公表「法定福利費を明示した請負代金内訳書の提出について」をご参照ください。

【新旧対照表】

現行	改正後
<p>(請負代金内訳書及び工程表)</p> <p>第3条(A) 受注者は、設計図書に基づいて請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）及び工程表を作成し、発注者に提出し、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 内訳書及び工程表は、この約款の他の条項において定める場合を除き、発注者及び受注者を拘束するものではない。</p> <p>第3条(B) 受注者は、この契約締結後 5日以内に設計図書に基づいて、請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）及び工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。ただし、発注者においてその必要がないと認めるものについては、この限りでない。</p> <p>2 内訳書及び工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。</p>	<p>(請負代金内訳書及び工程表)</p> <p>第3条(A) 受注者は、設計図書に基づいて請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）及び工程表を作成し、発注者に提出し、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 <u>内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。</u></p> <p>3 内訳書及び工程表は、この約款の他の条項において定める場合を除き、発注者及び受注者を拘束するものではない。</p> <p>第3条(B) 受注者は、この契約締結後 14日以内に設計図書に基づいて、請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）及び工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。ただし、発注者においてその必要がないと認めるものについては、この限りでない。</p> <p>2 <u>内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。</u></p> <p>3 内訳書及び工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。</p>

法定福利費を明示した請負代金内訳書の提出について

建設業における技能労働者の処遇向上や法定福利費を適切に負担する建設事業者による公平で健全な競争環境の構築のため、契約締結の際に、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示した請負代金内訳書の提出を義務付けることとしますので、下記のとおり、お知らせします。

記

1 対象案件

予定価格が250万円を超える建設工事案件

2 法定福利費を明示した請負代金内訳書の提出の流れ

(1) 受注者は、契約締結後14日以内に工事担当課に対して、法定福利費(※)を明示した「請負代金内訳書」を提出します。

(※) 法定福利費については、以下の国土交通省ホームページ掲載資料P2において、計算方法等が示されておりますので、当該資料を参考にし、算出するようにしてください。

【国土交通省ホームページ】

「請負代金内訳書への法定福利費の明示」URL(<http://www.mlit.go.jp/common/001208407.pdf>)

(2) 工事担当課において、「請負代金内訳書」の確認を行います。

なお、確認の結果、法定福利費の金額が著しく低い場合については、受注者に対して金額の錯誤等がないか確認を行います。

3 適用時期

令和2年1月1日以降に公告その他契約の申込みの誘引が行われる案件から適用します。

4 参考

国土交通省において実施している建設業における社会保険加入対策については、以下の国土交通省ホームページをご参照ください。

【国土交通省ホームページ】

「建設業における社会保険加入対策」

URL (http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000080.html)

年 月 日

堺市長様

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

使用印

請負代金内訳書

下記工事の請負代金内訳書について、次のとおり提出します。

記

- 1 工 事 名 _____
- 2 請負代金額（税込） _____ 円
- 3 請負代金額（税込）の内訳 _____ 先に提出を行った工事費内訳書のとおり
- 4 請負代金額（税込）のうち、現場労働者に関する健康保険、厚生年金保険及び
雇用保険の法定の事業主負担額 _____ 円

記入例

令和〇年〇月〇日

堺市長様

本市に届けている使用印
を押印してください。

所在地 堺市〇〇町〇〇

商号又は名称 株式会社〇〇〇〇

代表者職氏名 代表取締役 〇〇 〇〇

使用印

請負代金内訳書

下記工事の請負代金内訳書について、次のとおり提出します。

記

- 1 工事名 〇〇工事
- 2 請負代金額（税込） ¥〇〇, 000, 000円
- 3 請負代金額（税込）の内訳 先に提出を行った工事費内訳書のとおり
- 4 請負代金額（税込）のうち、現場労働者に関する健康保険、厚生年金保険及び
雇用保険の法定の事業主負担額 ¥〇, 000, 000円

工事請負契約書に記載の請負
代金額を記入してください。

法定福利費については、以下国土交通省ホームページの掲載資料 P2 において、計算方法等が示されておりますので、当該資料を参考にし、算出するようにしてください。

【国土交通省ホームページ】

「請負代金内訳書への法定福利費の明示」URL (<http://www.mlit.go.jp/common/001208407.pdf>)

なお、法定福利費の金額が著しく低い場合については、受注者に対して金額の錯誤等がないか確認を行います。

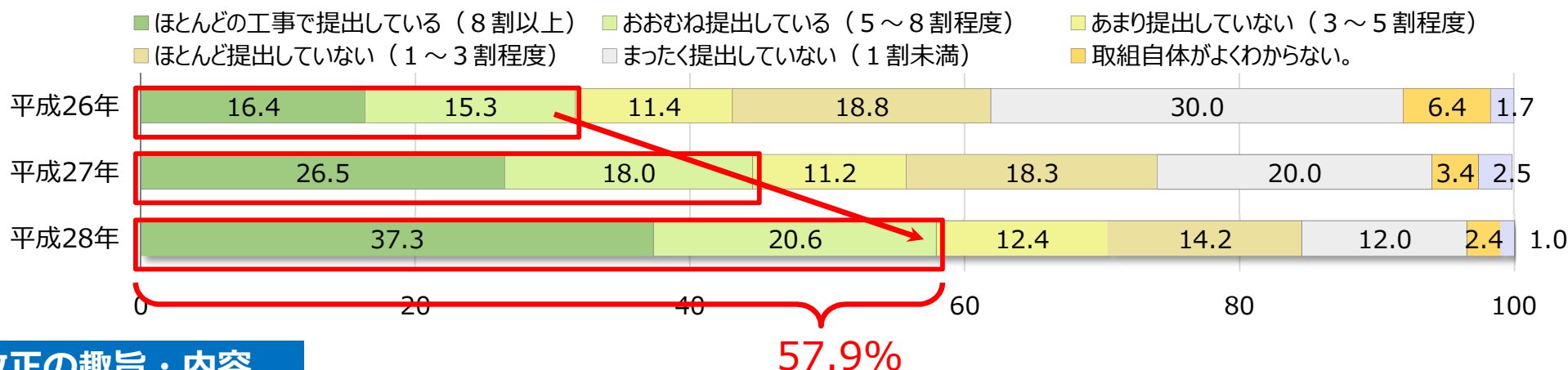
標準約款(公共/民間/下請)の改正

現 状

- 元請－下請間では、各専門工事業団体が法定福利費を内訳明示した「標準見積書」を作成しており、その活用が進展。
- 国交省直轄工事では、予定価格の積算において計上した法定福利費の概算額を、入札調書に明記して公表。ただし、請負代金内訳書の様式及び記載内容において、法定福利費までは明示されていない。
- 民間発注工事においては、従来、法定福利費の内訳明示について、標準的なルールは設けられていない。

<見積書の提出状況（下請企業への質問）>

(出典) 法定福利費を内訳明示した見積書の活用状況等に関するアンケート調査（平成28年調査：回答数約3100件）



改正の趣旨・内容

- 社会保険への加入を一層推進していくためには、民間発注工事や地方公共団体発注工事も含め、必要な法定福利費が契約段階でも確保されることが重要。
- 標準約款（公共/民間/下請）において、受注者が作成し発注者に提出する請負代金内訳書に、法定福利費を内訳として明示することを標準化。

【条文】（例：民間約款・甲） ※赤字部分を新設

（請負代金内訳書及び工程表）

第4条 受注者は、この契約を締結した後、速やかに請負代金内訳書及び工程表を監理者に提出し、請負代金内訳書については、監理者の確認を受ける。

2 請負代金内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。

請負代金内訳書への法定福利費の明示

○明示する法定福利費について

- ・建設工事の直接的な作業に従事する現場作業員に係る社会保険料の事業主負担分が対象
- ・対象となる社会保険は、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険



契約締結後に発注者に提出する**請負代金内訳書に法定福利費を明示する。**

<法定福利費の計算方法>

①労務費を算出し、法定福利費を求めるケース

- ・入札や見積書作成の際、直接工事費の積算において労務費を使用している場合 ⇒当該労務費を使用。
- ・入札や見積書作成の際、直接工事費の積算において労務費を使用していない場合 ⇒過去の工事実績から平均的な労務費比率を算出し、これを工事費に乗じて、労務費を算出。
- ・労務費に各保険の保険料率を乗じることで、法定福利費を算出。

$$\text{法定福利費} = \text{労務費総額} \times \text{法定保険料率}$$

②労務費の算出が困難なケース

- ・過去の工事実績から平均的な法定福利費の割合を算出し、これを工事費に乗じて、法定福利費を算出。

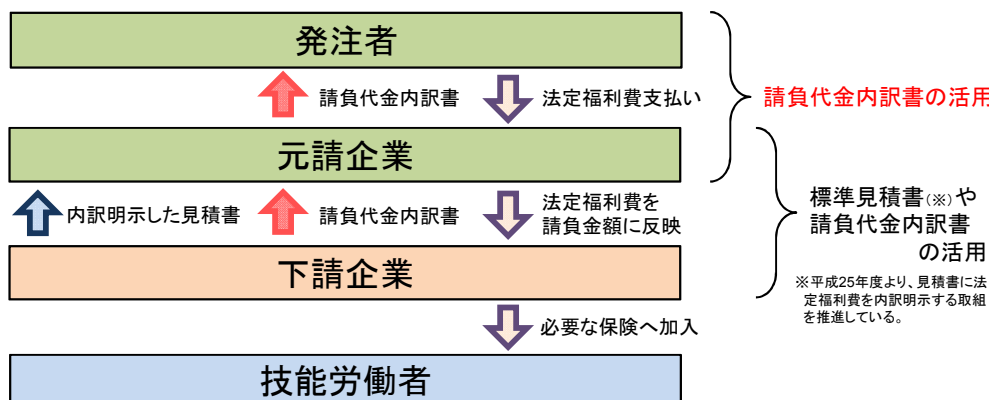
$$\text{法定福利費} = \text{工事費} \times \text{工事費あたりの平均的な法定福利費の割合}$$

③下請企業から提出された見積書等を活用するケース

- ・下請企業から提出された法定福利費を内訳明示した見積書等を活用(明示された法定福利費の額を合算)

$$\text{法定福利費} = (\text{下請Aの法定福利費}) + (\text{下請Bの法定福利費}) + \dots$$

(活用イメージ)



(発注者) 殿

(受注者) 住所:
氏名:

請負代金内訳書

工事名 ○○工事
契約年月日
工期

工事区分	工種	種別	単価	金額
工事費計					10,000,000

(工事価格のうち、現場労働者に関する健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の法定の事業主負担額 450,000円)

法定福利費の明示にあたっての留意点①

○内訳明示する法定福利費について

【内訳明示の対象】

- ・ 健康保険の保険料は介護保険料、厚生年金保険の保険料は子ども・子育て拠出金と一体で徴収されることから、内訳明示する法定福利費には、これらの事業主負担分も含まれる。
- ・ 内訳明示を求められている法定福利費以外の費用(例: 社会保険料の個人負担分)を除くことが困難な場合は、当該費用が含まれることを明記する。

【内訳明示の方法】

- ・ 法定福利費の算出方法によっては、必ずしも個々の社会保険の法定福利費を算出できるとは限らないため、社会保険の種類毎に明示せず、まとめて明示することでも差し支えない。
- ・ 工事費目(直接工事費、現場管理費等)毎に法定福利費を内訳明示するのではなく、請負代金総額に対して内訳明示することで差し支えない。

○法定福利費の算出について

- ・ 受注者は、下請企業に工事を発注する予定がある場合には、〈法定福利費の計算方法〉中の「労務費総額」又は「工事費」に下請企業の負担分を含めた上で算出することに留意する。
- ・ 受注段階で下請企業が確定しておらず、下請企業が社会保険の適用対象なのか、適用除外(法定福利費無し)なのか不明である場合には、全ての下請企業が社会保険に加入しているという前提で算出した法定福利費を明示する。

法定福利費の明示にあたっての留意点②

○入契法に基づく工事費内訳書の作成について

- ・ 公共工事の入札の際に発注者に提出する工事費内訳書については、法定福利費を明示することとされていないが、入札段階から法定福利費を適正に確保することが必要であり、また、契約段階での適正な法定福利費の確保や落札後の請負代金内訳書作成の効率化の観点から、入札段階からあらかじめ必要となる法定福利費を算出する(必要な法定福利費が含まれた工事費を算出する)ことが望ましい。

○公共工事の入札調書における法定福利費概算額について

- ・ 国土交通省直轄工事においては、予定価格の積算において計上した法定福利費の概算額を、入札調書に明記し、公表しているが、この法定福利費概算額は、あくまで参考として、予定価格に工種別の「予定価格に占める法定福利費の平均割合」を乗じて算出したものである。
- ・ したがって受注者は、できる限り、＜法定福利費の計算方法＞において示した手法によって、工事ごとに法定福利費を算出することが望ましい。